

英国及びドイツにおける政治資金監査制度等 に関する調査について

1. 概要

これまでの政治資金監査の経験の蓄積を踏まえ、政治資金監査制度や収支報告のあり方については様々な課題が明らかになってきたところであり、海外事例の研究を含め、検討を深めていく必要がある。

そこで、英国及びドイツにおける政治資金監査制度及びその運用実態等について、現地調査及び関係機関等との意見交換を実施した。

日程：平成 24 年 11 月 25 日～12 月 1 日

訪問国：英国、ドイツ（具体的な訪問先は下記 2 参照）

訪問者：谷口 将紀 政治資金適正化委員会委員

（東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授）

草壁 京 政治資金適正化委員会事務局参事官補佐

2. 訪問先及び調査内容

（1）英国

① 選挙委員会 (Electoral Commission)

政治資金及び選挙運動に係る費用に関する規制、選挙及び国民投票の執行等を実施する独立の機関として、議会により設置されたものである。2010 年より、政党等の法令違反が疑われる場合における調査権限及び法令違反に対する処分権限が拡充された。

今回の訪問では、英国の政治資金監査について調査を行うとともに、2010 年以降の権限強化による影響等について、意見交換を行った。

② 公務倫理基準委員会 (Committee on Standards in Public Life)
サー・クリストファー・ケリー委員長

政治献金に関する倫理的問題を契機として1994年に設置され、独立の立場で、公務における倫理基準に関する答申・建議等を行う機関である。

今回の訪問では、2011年11月に公表された政治資金規正の見直しに関する報告書の内容及びその後の動きについて調査を行った。また、諮問機関である公務倫理基準委員会と政党や他の政府機関との関係のあり方及び今後の政治資金規正の方向性等について意見交換を行った。

③ ジャスティン・フィッシャー ブルネル大学教授

選挙、政党、政治資金等に関する研究者であり、選挙委員会や公務倫理基準委員会への助言等も行っている。

今回の訪問では、英国の政治資金規正に関する課題、また、欧州各国における政治資金に係る監査の状況等について、調査及び意見交換を行った。

④ アダム・ホロウェイ下院議員

保守党所属の下院議員（2期目）であり、ケント州グレイヴシャム選挙区選出、47歳。

今回の訪問では、選挙区における政治活動の実態について調査するとともに、下院議員の立場からみた英国の政治資金規正のあり方について意見交換を行った。

(2) ドイツ

① 連邦議会事務局

政党の会計報告書の受理・検査・公表等や、政党に対する国庫補助の決定・交付等の事務を行う機関である。なお、ドイツでは候補者個人の単位で受ける寄附はそれほど多額ではなく、政党を中心とした規制の体系となっている。

今回の訪問では、ドイツにおける連邦レベルでの政治資金に関する制度とその運用実態について、調査及び意見交換を行った。

② ブランデンブルク州議会

ブランデンブルク州は、ドイツ北東部、ベルリンを取り囲むように位置する州（州都ポツダム）であり、人口は約 250 万人。旧東ドイツ地域に属する。

今回の訪問では、州レベルの政治資金に関する制度とその運用実態について、調査及び意見交換を行った。

③ トルステン・インゴ・シュミット ポツダム大学教授

行政法、地方自治関係法の研究者であり、ポツダム大学地方自治研究センター理事を務める。

今回の訪問では、ドイツの政治資金規正の長所と問題点、政党と候補者との関係のあり方等について調査及び意見交換を行った。

④ Transparency International

政府、政治、ビジネスその他あらゆる分野における汚職・腐敗防止のために活動する国際 NGO であり、ベルリンに本部を有する。

今回の訪問では、主にドイツの政治資金規正のあり方に対する評価及び今後の課題等について、意見交換を行った。